

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度

開発行為に関する工事の完了(二件)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 公 告 甲種消防設備士試験の特例試験の実施

誤 昭和三十六年八月鳥取県告示第七百十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-------------|-------------|
| 辻齒科医院 | 米子市車尾二二四四―三 | 昭和五十七年五月二十日 |

鳥取県告示第五百五十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 |
|-------|-----------|-------------|
| 辻齒科医院 | 米子市車尾二二五六 | 昭和五十五年十月二十日 |

鳥取県告示第五百五十一号

昭和五十七年四月十三日付けで関金町から申請のあつた土地改良(宮原地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(小河内地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十六

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 保安林の種類 | 同一の単位とされる保安林の所在場所 | | 皆伐面積の限度 (ヘクタール) | 単位区域名 |
|-----------|-------------------|------------------|--------------------|-------|
| | 市郡名 | 町村名 | | |
| 水源かん養保安林 | 八頭郡 | 河原町・郡家町を 除く全町 | 三、四〇七・二一 | 八頭地区 |
| 保健保安林 | 八頭郡 | 岩美郡 | 一〇・四八 | 東部地区 |
| 土砂流出防備保安林 | 八頭郡 | 若桜町 | 九・九〇 | 若 桜 |
| " | " | 智頭町 | 一・二・八八 | 智 頭 |
| " | " | 船岡町 | 〇・八八 | 船 岡 |
| " | " | 用瀬町 | 七・三〇 | 用 瀬 |

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

| | |
|-------|-------|
| 鳥取南支店 | 鳥取市扇町 |
|-------|-------|

を

| | |
|-------|-----------|
| 鳥取南支店 | 鳥取市扇町 |
| 田園町支店 | 鳥取市田園町四丁目 |

を 同表

の鳥取信用金庫の項中

| | |
|-------|--------|
| 鳥取南支店 | 鳥取市天神町 |
|-------|--------|

を

取南支店

鳥取市扇町

を

公 告

消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年自治省令第16号）附則第2項の規定により第4類の指定区分に係る甲種消防設備士試験の特例試験を次のとおり実施する。

昭和57年6月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時

昭和57年6月29日（火）午前10時から

(2) 試験の場所

倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館 中会議室

2 試験の対象者

昭和56年7月1日において次の各号のいずれかに該当している者

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第31条第1項に規定するガス主任技術者免状の交付を受けている者

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）第4条第1項に規定するガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者で、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8第3項の規定に適合するもの。

3 試験の方法

次の事項に関する講習を行った後その内容について筆記試験を行う。

(1) 消防設備士に関する関係法令

(2) 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の構造及び機能並びに工事又は整備の方法

(3) 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に関する関係法令

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

エ 提出書類

オ 受験願書

カ 受験資格を有することを証明する書類

キ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

ク 提出書類

コ 受験願書

ク 受験資格を有することを証明する書類

ケ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

(2) 受験願書等の受付期間

昭和57年6月7日(月)から同年6月16日(水)まで(郵送の場合
は、昭和57年6月16日(水)までの消印のあるものは、有効とする。)

(3) 受験願書等の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(4) 受験手数料等

ア 受験手数料 3,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料
欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は返還しない。

5 その他

(1) 受験願書用紙は、各消防本部(局)、社団法人鳥取県消防設備保守
協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

正 誤

昭和五十六年八月鳥取県告示第七百七十七号(保安林予定森林について)
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 終わりから九 字菅蒲谷 字菅蒲谷山

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】